○南房総市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

平成１９年３月３０日

告示第３７号

（目的）

第１条　この告示は、木造住宅の耐震診断を行う者に対し、南房総市補助金等交付規則（平成１８年南房総市規則第４５号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき、予算の範囲内において木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助することにより、地震時における木造住宅の安全に対する市民意識の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　耐震相談　公益社団法人千葉県建築士事務所協会（昭和５１年７月３１日に社団法人千葉県建築設計事務所協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）安房支部の協力の下、市が実施する木造住宅耐震相談をいう。

⑵　木造住宅耐震診断士　一般社団法人千葉県建築士会（昭和３３年１２月１０日に社団法人千葉県建築士会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）安房支部、一般社団法人千葉県建築士会鋸南支部又は公益社団法人千葉県建築士事務所協会安房支部に所属する会員であって、千葉県が開催する既存の木造住宅の耐震診断及び改修に関する講習会又はこれと同等と市長が認める講習会の講習修了者を掲載した名簿に登録された者をいう。

⑶　木造住宅耐震診断　前号に規定する木造住宅耐震診断士が「木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人日本建築防災協会／国土交通大臣指定耐震改修支援センター発行）に基づく一般診断法又は精密診断法により木造住宅を調査し、報告書を作成する耐震診断で、市の補助事業により行うものをいう。

（補助対象となる木造住宅）

第３条　補助金の交付対象となる木造住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　市内に存するものであること。

⑵　この告示に基づく補助金の交付を受けた住宅でないこと。

⑶　柱、梁その他の主要構造部が木材であり、かつ、在来軸組構法又は伝統的構法によって造られていること。

⑷　平成１２年５月３１日以前に着工された住宅で、一戸建て住宅又は併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が、当該木造住宅の延べ床面積の２分の１以上のもの）であること。

⑸　地上階数が２以下であること。

⑹　原則として耐震相談において、「誰でもできるわが家の耐震診断」（国土交通省住宅局監修・一般財団法人日本建築防災協会発行）に基づく診断の結果、評点合計が９点以下の住宅であること。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、木造住宅耐震診断を受ける者であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの（一の木造住宅を所有する者が２人以上いる場合にあっては、その者らが代表者として選任した者に限る。）とする。

⑴　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されていること。

⑵　木造住宅を所有し、かつ、居住していること。

⑶　補助金の交付申請時において、申請者に市税の滞納がないこと。

⑷　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象経費及び補助金の額）

第５条　補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、木造住宅耐震診断の実施に関する契約を締結する前までに、規則第３条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に

提出しなければならない。

(1)　木造住宅耐震診断実施計画書（別記第１号様式）

(2)　木造住宅に係る登記事項証明書その他の木造住宅の所有者及び建築年月日を証する書類

(3)　木造住宅耐震診断の実施に関する見積書の写し

(4)　木造住宅の平面図及び付近見取図

(5)　誓約書（別記第１号様式の２）

(6)　木造住宅耐震診断を実施する者が第２条第２号に規定する要件を満たすことを証する書類

(7)　その他市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第７条　規則第５条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1)　規則第６条の規定により補助金の交付の決定通知を受領した場合において、前条の規定による補助金の交付を申請した内容を変更しようとする場合には、市長の承認を受けること。

(2)　木造住宅耐震診断を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(3)　木造住宅耐震診断が予定の期間内に完了しない場合又は木造住宅耐震診断の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4)　その他市長が必要と認める条件

（変更承認の申請）

第８条　前条第１号又は第２号の規定により承認を受けようとするときは、木造住宅耐震診断費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第２号様式）に第６条各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査の上、変更の承認の可否を決定し、承認することとしたときは木造住宅耐震診断費補助金交付決定変更通知書（別記第３号様式）により、承認しないこととしたときは、木造住宅耐震診断費

補助金変更（中止・廃止）不承認通知書（別記第４号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　実績報告しようとするときは、木造住宅耐震診断の完了の日から起算して３０日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の２月末日のいずれか早い期日までに、規則第１２条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)　木造住宅耐震診断実績説明書（別記第５号様式）

(2)　木造住宅耐震診断結果報告書等の成果品の写し

(3)　木造住宅耐震診断の実施に関する契約書の写し

(4)　木造住宅耐震診断に要した費用の領収書の写し

(5)　その他市長が必要と認める書類

（交付の請求）

第１０条　規則第１４条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第１５条の規定による補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による請求があった場合は、速やかに補助対象者に補助金を交付するものとする。

（代理受領）

第１１条　補助対象者は、補助金の受領を、当該補助に係る木造住宅耐震診断を実施した木造住宅耐震診断士に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

２　前項の代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、第９条第４号に規定する書類に代えて木造住宅耐震診断に要した費用の請求書の写し、当該請求書に係る額から補助金額を差し引いた額の領収書の写し及び当該代理受領に係る委任状を実績報告書に添付しなければならない。

３　第１項の代理受領により補助金を交付する場合は、前条第２項の規定にかかわらず、

市長は、前項の代理受領に係る委任状に基づき、補助対象者の受任者たる木造住宅耐震診断士へ補助金を交付するものとする。

（委任）

第１２条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年３月３１日告示第３３号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（平成２４年６月１８日告示第１０７号）

この告示は、平成２４年７月９日から施行する。

附　則（平成２８年８月９日告示第１２７号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（平成２９年３月２９日告示第４０号）

（施行期日）

１　この告示は、平成２９年４月１７日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式については、この告示による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附　則（平成３０年３月８日告示第２７号）

この告示は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和６年５月２８日告示第１５０号）

この告示は、公示の日から施行し、令和６年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則（令和７年２月２７日告示第２３号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

補助対象経費	補助金の額
木造住宅耐震診断に要する費用（延べ床面積	補助対象経費に３分の２を乗じて得た額（１，

（併用住宅にあっては、居住の用に供する部分の延べ床面積）に１平方メートル当たり１，３００円を乗じて得た額（１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とする。）	０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額が１００，０００円を超えるときは、１００，０００円とする。